

# 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

(令和元年5月31日法律第16号)

堀 内 匠

## はじめに

本法<sup>(1)</sup>は、デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定めるものである。主となる改正法律は、いわゆる行政手続オンライン化関係三法である。第一に行政デジタル化に関する基本原則を掲げたもの（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律改正）であり、第二に、行政のデジタル化を推進するための個別施策について、①本人確認情報の保存及び提供の拡大（住民基本台帳法改正）、②公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者・利用方法の拡大（公的個人認証法およびマイナンバー法改正）、③個人番号の利用事務及び情報連携の拡大（マイナンバー法改正）が含まれる。

## 1. 行政デジタル化に関する基本原則

法の柱の第一は、行政手続きのオンライン化を推進することである。以下に、2000年以

---

(1) 通称：デジタルファースト法、デジタル手続き法、デジタル手続法

降の政府の取り組みについて、体制、戦略を概観する<sup>(2)</sup>。

## (1) 政府の体制

2001年1月、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成12年法律第144号、「IT基本法」）の施行に伴い内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」（IT総合戦略本部）が設置された。IT総合戦略本部は首相官邸に置かれ、内閣総理大臣を本部長とし、高度情報通信ネットワーク社会に関する重点計画、官民データ活用推進基本計画の作成・推進を担うなど政府におけるIT化推進の中核と位置づけられた。

ただ、平成20年代前半における政府によるIT投資等については、各省庁個別に行われた結果、重複や連携不足による無駄の発生、利便性の低下などの問題を抱えることが指摘され、そこで政府全体のIT政策を統括する者を設置し、各府省との調整を行うことが急務とされた（「『政府CIO制度』の方向性（論点）」2010年12月20日IT総合戦略本部第7回電子行政に関するタスクフォース配布資料）。これを踏まえた内閣法改正（平成25年5月31日法律第22号）で政府CIOが設置され、政府CIOは、政府情報システムの運用コスト3割削減、府省共通の人事給与システムの本格稼働、語彙・コード・文字等の行政データ標準の確立など中央省庁間横断的な取り組みのほか、自治体クラウドの導入推進、農地情報公開システムの全国一元化、オープンデータの推進などの地方公共団体まで含めた施策の推進、シェアリングエコノミーなど民間への展開の旗振り役となった。

続いて、2014年6月には、世界最先端のIT国家の実現を目指し、行政のIT化と業務改革の同時・一体的改革を推進することを目的として、IT総合戦略本部の下に、内閣官房長官を議長とする「eガバメント閣僚会議」が設置された。この会議は、2018年1月には、「デジタル・ガバメント実行計画」を策定した。同年6月、会議の目的・構成員が整理されて「デジタル・ガバメント閣僚会議」へと名称変更が行われた。

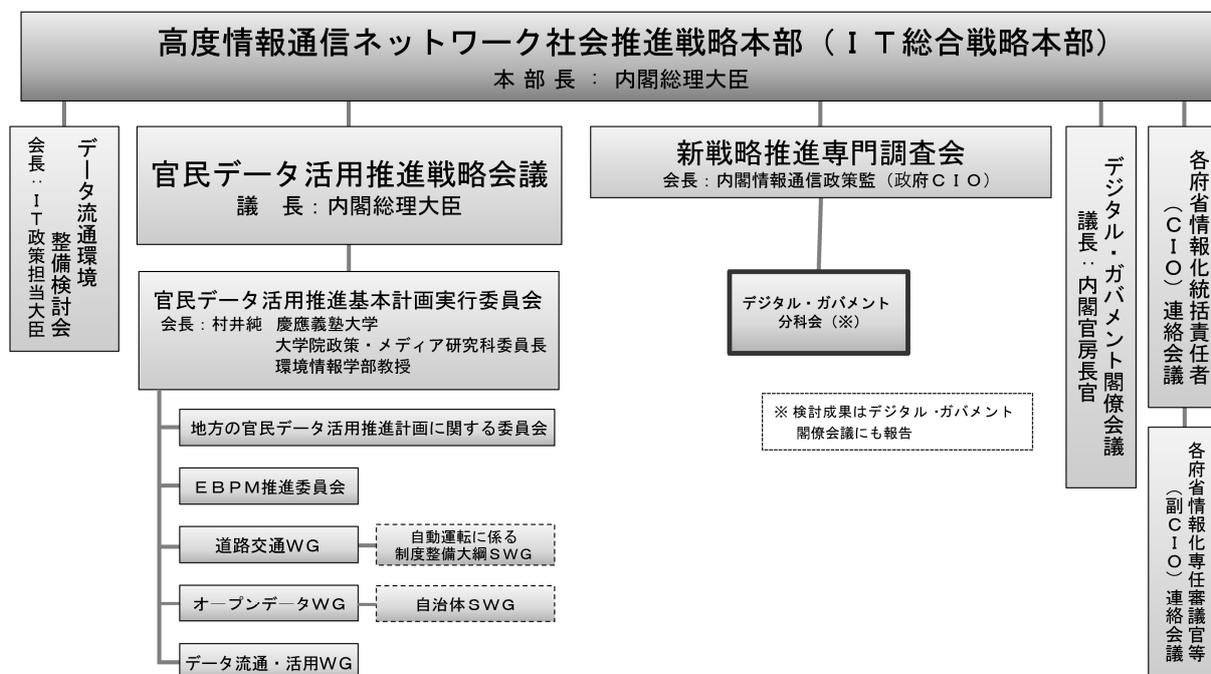
さらに、2016年12月には官民データ議連による「官民データ活用推進基本法」（平成28年12月14日法律第103号）に基づいてIT総合戦略本部の下に官民データ活用推

---

(2) 衆議院調査局内閣調査室作成「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）に関する資料」に依拠する。

進戦略会議が設置され、官民データ活用推進基本計画の作成・推進主体と位置づけられた<sup>(3)</sup>。

以上を整理すると、現在の政府IT化推進体制は下図の通りである。



出典) 第1回新戦略推進専門調査会デジタル・ガバメント分科会第20回各府省情報化専任審議官等連絡会議合同会議 (2018年6月7日) 配布資料から作成

## (2) 政府の戦略

IT総合戦略本部は、2001年1月にe-Japan戦略、2003年7月にe-Japan戦略IIを作成してきた。

2016年12月に、官民データ活用推進基本法が成立し、データ流通環境の整備や行政手続のオンライン利用の原則化など、官民データの活用にあ資する各種施策の推進が政府の取り組みとして義務づけられた。そこで、2017年5月、同法及びIT基本法に基づく取り組みを具体化するものとして「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が、また2018年6月には「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民

(3) 同法では、地方公共団体も官民データ活用推進計画を策定することとされ (都道府県は義務、市町村は努力義務)、同計画には各地方公共団体の区域における官民データ活用の推進に関する施策を記載することとされている。2019年4月1日時点で22都道府県、74市町村が策定済み。2020年度までにすべての都道府県で計画策定完了予定とされている。

データ活用推進基本計画」がそれぞれ閣議決定されることとなった。これらのなかで、政府は「ITを活用した社会システムの抜本改革」として、行政サービス改革、地方のデジタル政策、民間部門のデジタル改革等の重点取り組みを進めることとされた。

とりわけ、デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップの3原則に沿って政府一体となったBPR（Business Process Reengineering）を徹底し、手続オンライン化の徹底、添付書類の撤廃、ワンストップサービスの推進に取り組み、国民・企業の時間・労力の無駄を削減するとともに、行政運営の効率化を実現し、真に必要な分野・業務に行政資源を振り向けていくよう努めることとされたが、この方針が電子行政分野に関する詳細計画である「デジタル・ガバメント実行計画」（2018年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）に引き継がれた。

### （3）これまでのオンライン化と検討の状況

#### 1）e-Japan戦略（2001年1月22日IT総合戦略本部決定）

e-Japan戦略において「2003年（平成15年）までに国が提供する実質的にすべての行政手続をインターネット経由で可能とする」こととされた。これをうけて「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成14年12月13日法律第151号、オンライン化法）が制定され、政府による基盤整備が進められ、2005年時点でオンライン利用可能な手続きは96%（13,719手続）に達した。

一方で、きわめて申請件数が少ない手続き（過去一度も書面による申請が行われたこともない手続）までもがオンライン化されたこと、オンライン化されても利用率が伸びなかったものなど、利用者の視点に立った業務の分析・見直しや申請システムの設計等が不十分であることが会計検査院報告により指摘される等、費用対効果の点から取り組みの見直しが必要とされた（『情報通信白書』平成25年度版、p.151）。

#### 2）IT新改革戦略（2006年1月19日IT総合戦略本部決定）

IT新改革戦略では、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする目標が掲げられた。これをうけた「オンライン利用拡大行動計画」（2008年9月12日IT総合戦略本部決定）に基づき、政府は国民や企業による利用頻度が高い手続や主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続（71重点手続）を中心にオンライン利用の改善に取り組むとと

もに、オンラインの利用が低調で今後も改善の見込みのない手続についてはシステムの停止を含めた見直しを進めた。

### 3) 新たな情報通信技術戦略 (2010年5月11日 I T 総合戦略本部決定)

ここでも「行政サービスのオンライン利用については、費用対効果を検証し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直す」とされ、「新たなオンライン利用に関する計画」(2011年8月3日 I T 総合戦略本部決定)に基づき、約3,500手続のオンライン利用を停止した。

### 4) 世界最先端 I T 国家創造宣言 (2013年6月14日閣議決定)

行政手続の I T 化に関し、利用者中心のサービス設計を行うこととされ、オンライン手続の利便性向上に向けた改善促進手続(57手続)を選定し、各府省による改善取組計画の策定等を進めた。

### 5) 世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 (2017年5月30日閣議決定)

重点施策として、行政手続等(官-民、地方-民、民-民)の棚卸し、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革、オンライン化原則に向けた法整備等に取り組むこととされた。全数調査(棚卸)の結果、約58,000種類の手続のうち、オンラインで手続が可能なのは、種類ベースで12%、件数ベースで73%であること、オンライン手続可能な全処理のうち実際にオンラインで処理されたものは55%であること等が示された。

同日、「デジタル・ガバメント推進方針」(2017年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)が策定されている。

### 6) 規制改革推進会議における行政手続のコスト削減に関する検討

一方で規制改革会議でも行政手続のデジタル化が検討されている。

#### a. 「日本再興戦略2016 ― 第4次産業革命に向けて ―」(2016年6月2日閣議決定)

「規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年

度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する」とされた。2016年9月に規制改革推進会議の下に行政手続部会が設置された。

b. 「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」2017年3月29日

同日、規制改革推進会議で安倍首相が「平成31年度末までに行政手続コスト（事業者の作業時間）の20%以上を削減する」との目標に向け、行政手続簡素化3原則に沿って作業計画を策定するよう指示。同年6月、各省庁が基本計画（簡素化計画）を策定した。

c. 「行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）」2018年4月24日

行政手続部会は各府省の基本計画についての集中点検を行い、結果を公表。各省庁の基本計画に基づく取り組みによるコスト削減効果は毎年金額換算で1,958億円、削減率22.2%とした。

行政手続の完全デジタル化や省庁の枠を超えたワンスオンリーの実現、地方公共団体の手続の簡素化等の取り組みを進め、さらなる行政コストの削減を目指すこととした。

これらの内容が盛り込まれた「規制改革推進に関する第3次答申」（2018年6月4日規制改革推進会議）を踏まえ、「規制改革実施計画」が閣議決定された。

d. 「未来投資戦略2018 — 『Society5.0』 『データ駆動型社会』 への変革」2018年6月15日

「未来投資戦略2018」においては、さまざまな手続で求められる添付書類についてバックオフィス連携等により撤廃することに加え、押印や対面手続等の本人確認手法の見直し、手数料支払のオンライン化、API整備等について、本年中に国会に提出する予定のデジタルファースト法案（仮称）において必要な措置を盛り込む旨が盛り込まれた。このデジタルファースト法とは本法を指す。

## 7) 超党派議員連盟との併走

政府および社会のデジタル化を推進しようとする法律及び施策については、以上にみた閣法ベースのもの一方に、議員立法によって成立してきた各種の改革推進基本法の存在もある。

2000年にデジタル社会実現のための基盤法とすることを意図して第150臨時会に

において閣法で高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年12月6日法律第144号、IT基本法）が成立すると、サイバーセキュリティ基本法<sup>(4)</sup>（平成26年11月12日法律第104号<sup>(5)</sup>）、官民データ活用推進基本法<sup>(6)</sup>（平成28年12月14日法律第103号<sup>(7)</sup>）がいずれも議員立法で成立した。両法は自民党IT戦略特命委員会を中心にIT基本法を補完するものとして共同提案されたものである。構想は自民党が下野していた民主党政権時代にあるとされるが、各党では本部を立ち上げており、自民党IT戦略特命委員会、公明党ICT社会推進本部、民主党情報通信議員連盟、民進党情報通信議員連盟などが中心となって法案作成を行っている。

これらがベースとなって、2017年2月には60名超で超党派のデジタルソサエティ推進議員連盟が立ち上げられ、2018年には「社会全体におけるデジタル化の推進に関する法律案」が編まれ第197臨時会での提出・成立が目指された。だが同法案については各党の了承を得るための十分な時間を確保することができず、提出に至らなかった。議連は引き続き法案の検討を続けながら政府提出の「デジタル手続法」

- 
- (4) インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用の進展に伴って世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化その他の内外の諸情勢の変化に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となっている状況に鑑み、我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）と相まって、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。（第1条目的）
- (5) 自民、民主、日本維新、公明、みんな、生活共同提案。国会で答弁に立った各会派代表は、自民＝平井卓也、民主＝原口一博、日本維新、公明＝遠山清彦。
- (6) インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（以下「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。
- (7) 自民、民進、公明、日本維新の共同提案。国会で答弁に立った各会派代表は、自民＝平井卓也、民進＝原口一博、公明＝濱村進。

への働きかけも行ってきた。超党派議連は、法整備をめぐって内閣と併走するように活動してきた。

なお、議連はデジタル手続法成立以降もさらにIT基本法、サイバー基本法、官民データ基本法等を改正し、デジタル化を加速させる「デジタル推進法案」を提出しようと活動を続けている。

## 2. 法律の概要

### (1) 目的（第1条）

本法の目的は第1条に以下の通り規定されている。

「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）第十三条及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第七条の規定に基づく法制上の措置として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」

### (2) 概要

#### 1) 行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正）

##### a. 法律の名称変更

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（行政手続オンライン化法）2002年12月13日法律第151号は、本法により法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル行政推進法）へ改称する。

法が本法改正で行政手続のオンライン化のみならず、データの標準化やクラウドの活用、業務改革（BPR）の推進等、行政のデジタル化に関する様々な内容

を盛り込んだことによる（浦上・廣瀬2019：16）。

また、法律名の「利用」と「活用」については福嶋（2020：6）参照。

#### b. デジタル化基本原則の提唱（第2条）

デジタル化の基本原則を掲げる。このデジタル化3原則は、現行の政府戦略である「デジタル宣言・官民データ計画」やデジタル・ガバメント実行計画においても、これらの原則に沿って行政手続オンライン化等の推進に取り組むこととされている以下の原則である。

- ① デジタルファースト<sup>(8)</sup>：手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすること。
- ② ワンスオンリー：民間事業者その他の者から行政機関等に提供された情報については、行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。
- ③ コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続き・サービスをワンストップで実現する。社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等について、行政機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

#### c. 情報システム整備計画（第4条、第5条）

政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（情報システム整備計画）を作成する。国の行政機関以外の行政機関では国が講じる措置に準じて必要な措置を講ずるよう努める。

計画には、申請及び申請等に基づく処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うために必要な情報システムの整備に関する事項、申請等にかかる書面等の添付を省略するために必要な情報システムの整備に関する事項、情報シ

---

(8) 当原則は国・地方公共団体を問わず適用されるため、多くの手続をオンライン化することが可能となるように、汎用電子申請システムを整備することが求められる。そのためのプラットフォームとして、総務省は「マイナポータル・ぴったりサービス」を推奨する（浦上・廣瀬2019：23）。

システムを利用して迅速に情報の授受を行うために講ずべき事項等が盛り込まれる（第4条）。なかでも情報システムを利用して迅速に情報の授受を行うために講ずべき事項としては、オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための情報システム整備計画、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、情報システムの共用化を進めることが記載されねばならないことが法定されている。

#### d. 行政手続の原則オンライン実施（第6条）

行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）についてオンライン実施を原則化する。地方公共団体等は努力義務とする。これにより地方公共団体は、手続オンライン化等について、いつまでに何を行うのか、計画的に進めていくことが求められる、仮にオンライン化等を行わない手続があるならば、なぜ行わないのかを議会や住民に対して説明する責任を負うことになる（浦上・廣瀬2019：22）。本人確認や手数料納付もオンラインで実施することを原則とする。

行政手続きについて添付書面がオンライン手続の利用の障害になっていることから、これを撤廃することができるようにする。「申請等」「処分通知等」「縦覧等」「作成等」の区分（定義：デジタル行政推進法第3条8項～11項）に従って、それぞれ〈書面によって行う〉〈署名が必要〉〈収入印紙が必要〉などが法令に定められている部分については、行政機関間の情報連携等により省略可能となる添付書類について、主務省令に規定することで、省略可能とし、電子的な手段に置き換えることを可能とする。

申請等、処分通知等および作成等においては、適用除外として、申請等では、「対面により本人確認をするべき事情がある」、「書面の原本を確認する必要がある」、その他デジタル化が困難または著しく不相当と認められる場合に、また処分通知等では、「対面により本人確認をするべき事情がある」、「原本を交付する必要がある」、その他デジタル化が困難または著しく不相当と認められる場合に、作成等においては「対面により確認する必要がある」、「許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由」によりデジタル化が適当でない場合に、主務省令を定めることによって適用を除外できる。

#### e. 民間手続における情報通信技術の活用の促進のための環境整備等（第14、15条）

改正前のオンライン化法が行政機関等に係る手続き等に関する共通事項を定めていたのに対して、改正法では行政手続きに関連する民間手続きをワンストップ

化するため、法令に基づく民間手続きについて、支障が無いと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施する。

「手続等密接関連業務を行う民間事業者は、民間手続を情報通信技術を利用する方法により行うとともに、行政機関等との連携を確保するよう努めなければならない」（第14条）とされ、引越や死亡・相続などの手続等密接関連業務<sup>(9)</sup>を取り扱う民間事業者は、当該手続等と一括して民間手続が行われるよう行政機関等との連携を確保するよう努めねばならないとされる。これに対して国は民間事業者に対して必要な情報の提供、助言、その他の援助を行う。

#### f. デジタルデバイドの解消

高齢者等に対する相談・助言その他の措置を通じて情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正を図る。（第12条）

地方公共団体は、国に準じて、条例又は規則に基づく手続等のデジタル化、通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正、について必要な施策を講ずるよう努めなければならない（第5条4項、第12条2項、第13条）。

## 2) 行政のデジタル化を推進するための個別施策（住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法改正）

国外転出者に関する手続きについて、マイナンバーカード・公的個人認証が住民票を基礎とした制度であることから、国外に転出して住民票が消除されると利用できない状況を改め、国外転出者についても利用可能な「戸籍の附票」を公的個人認証基盤に活用することとする。

土地所有問題への対応など現在の居住関係の公証につながる「過去の居住関係」が公証されることへのニーズの高まりを背景として、現在の条例にもとづき法令の保存期間を超えて保存している状況を改める。具体的には住民票の除票（簿）および戸籍の附票の除票（簿）の位置づけを明確にし、その写しの交付等を制度上明記する。また保存期間を現行の5年から150年へと延長することを政令改正で措置する。

転居時等における記載事項変更の手続きが住民及び市町村職員の双方に負担であ

---

(9) 手続等に密接に関連し、これと同一の機会に民間手続（契約の申込み又は承諾その他の通知をいい、裁判手続等において行うもの及び申請等又は処分通知等として行うものを除く。）が必要となる業務。

るとして、マイナンバーカードの取得を促進するため、通知カードを廃止する。通知カードの記載事項変更等の手続きを廃止する一方で、経過措置として通知カードについてはその記載事項に変更がない又は正しく手続きがとられている限りはマイナンバー証明書類として利用することとする。

### 3. 本法に基づくその後の経過

#### (1) 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2019年6月14日閣議決定）

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」では、Ⅲ. 我が国社会全体を通じたデジタル・ガバメント 1 デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革(1) デジタル手続法に基づく情報システム整備計画の作成等で、「行政手続のオンライン化や添付書面等の撤廃等を実現するため、デジタル手続法の政省令及び同法に基づく情報システム整備計画を、年内を目途に作成する。」ことが位置づけられた。

なお、地方公共団体のデジタル化については、住民とのインターフェースのデジタル化（マイナンバーカードの普及拡大に加え、マイナポータルの電子申請受付機能の活用に向けた地方公共団体への支援を実施）、システム等の共同利用（複数団体による共同でのクラウド化を行う自治体クラウドについて、2023年度末までに約1,100団体での導入を目標として推進。また令和元年中に、地方公共団体がシステム等を共同利用することを容易にする場「自治体ピッチ」<sup>(10)</sup>を設ける）、地方の官民データ活用推進計画（地方公共団体のデジタル化のために財政面を含めた支援を行い取り組みを促進し、2020年度末までに全ての都道府県で計画策定を完了）とされている。

---

(10) 自治体ピッチとは、設計段階から、地方自治体職員と開発者（ベンダー等）が利用者視点に立ったサービスデザイン思考の下、対話を重ねながら、地方自治体が共同利用することを前提として開発したシステムやアプリケーション等を、開発者（ベンダー等）が複数の地方自治体に対して提案する場のこと。ピッチとはプレゼンテーションの意。プレゼンテーションは2019年9月3日、フィードバックは同月5日～13日に実施された。

## (2) 政省令改正

法施行日に合わせて行政手続オンライン化法の施行令を改正し、ア)「国の行政機関等」に該当する独法等の指定、イ)適用除外(性質上オンライン不可)の対象手続の指定=別表改正、ウ)添付書類の省略の対象と代替措置の指定=表改正、が行われた。また、オンライン手続の細則についての関連政令・各府省主務省令の規定整備が行われた。

## (3) 新デジタル・ガバメント実行計画

法4条・5条で作成が義務づけられた情報システム整備計画として、デジタル・ガバメント実行計画が改定された。

改正されたデジタル・ガバメント推進計画は、官民データ活用推進基本法及び「デジタル・ガバメント推進方針」に示された方向性を具体化する計画として、2018年1月に初版が策定されていた。本法および「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」(2019年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)と14日の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」閣議決定を受け、これを改訂した。

本計画改訂は法4条に基づく情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備に関する計画<sup>(11)</sup>と一体のものとして2019年12月20日に策定され、閣議決定された。行政内部のデジタル化やITガバナンスの強化、地方公共団体のデジタル化、民間手続のオンライン化といった内容も記載され、さらに情報システム整備計画として国の行政機関等が整備し、かつ手続等に関する情報システムが対象となる。

同実行計画のうち地方公共団体に関する規定のみを本稿末に資料として掲載している。

## (4) 総務省内研究会およびその他の審議会への反映

総務省の「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」(スマート自治体研究会)は、当初は業務プロセ

---

(11) 国の行政機関等が整備し、かつ手続等に関する情報システムが情報システム整備計画の対象となる。

ス・システムの標準化や共同化とA I・R P Aを討議したが、最終的には国民や企業との接点の電子化も主要なテーマに盛り込んだ。その後、この研究会報告書が提唱したスマート自治体の実現へ向けては、省内に「自治体システム等標準化検討会」が立ち上げられる等してさらなる検討が進められているところである。また同時並行で審議が進む32次地方制度調査会も行政のデジタル化が柱とされ答申にも盛り込まれた。

## 4. 法案審議

### (1) 審議日程

衆議院議案受理年月日	2019年3月15日
衆議院付託年月日／衆議院付託委員会	2019年4月16日／内閣
衆議院審査終了年月日／衆議院審査結果	2019年4月26日／可決
衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果	2019年5月10日／可決
衆議院審議時党派態度	多数
衆議院審議時賛成会派	自由民主党；立憲民主党・無所属フォーラム；国民民主党・無所属クラブ；公明党；日本維新の会；社会保障を立て直す国民会議；希望の党；未来日本
衆議院審議時反対会派	日本共産党；社会民主党・市民連合
参議院予備審査議案受理年月日	2019年3月15日
参議院議案受理年月日	2019年5月10日
参議院付託年月日／参議院付託委員会	2019年5月20日／内閣
参議院審査終了年月日／参議院審査結果	2019年5月23日／可決
参議院審議終了年月日／参議院審議結果	2019年5月24日／可決
公布年月日／法律番号	2019年5月31日／16

### (2) 衆議院における主な質疑内容（衆議院内閣委員（2019年4月26日））

#### （法案の意義）

- 平井卓也国務大臣（情報通信技術（I T）政策担当） 政府でも、ソサエティー五・〇を掲げて、経済発展と社会的課題の解決を両立する次の新たな社会を目指しておりますが、本法案は、行政のあり方の原則を紙からデジタルに転換することにより、単に過去の延長線上で今の行政をデジタル化するのではなくて、デジタルのよさを十分考えて、対する考え方を導入して、デジタルを前提とした次の時代のための新たな社会基盤を構築するということが大きいことだと思います。このチャレンジは、世界で高齢化の先頭にいる我が国が世界から注目される先行事例として、

歴史的にも大きな意義があると考えています。

#### (日本が目指す世界最先端デジタル国家とは)

- 平井卓也国務大臣（情報通信技術（IT）政策担当） IT戦略で掲げた世界最先端デジタル国家は、デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行を起点として、地方や民間部門のデジタル化を推進することにより、さまざまな社会問題を解決して、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できる社会の実現を目指すものです。

その端緒として、本法案は、行政のあり方の原則を紙からデジタルに転換する、ここが一番大きいところだと思います。単に過去の延長線上で今の行政をデジタル化するのではなくて、デジタルに対する考え方を変えて、次の、デジタルを前提とした時代の新たな社会基盤をつくっていかうとするものです。

本法案によって、我が国が抱える少子高齢化、人口減少を始めとする社会課題にデジタル技術を最大限に活用して、チャレンジして、次の時代に承継できる社会基盤を築けるようにしようというふうに考えています。

経団連が言うソサエティー五・〇とかそういうものも、サイバーとフィジカルがうまく、いいところを組み合わせ、過ごしやすい幸せな環境をつくろうということだと思います。

委員もきょうはタブレットをお使いですけれども、紙もタブレットも両方、いい面とそうじゃない面もあるので、使い勝手のいいようにいろいろ組み合わせることが必要だと思っています。

その意味で、日本流の、日本の高齢社会においても、皆さんが安心して生活できるような、要するに、世界最先端のデジタル国家というのは今どこにも存在しませんので、そういうものを目指していきたい、そのように思っています。

#### (行政サービスデジタル化の範囲・対象)

- 二宮清治政府参考人（内閣官房内閣審議官） 本法案に基づきましてデジタル化を進めるに当たりましては、国民と行政機関のインターフェースとなる行政手続のオンライン化のみならず、行政の内部の業務処理のデジタル化までを含めまして、エンド・ツー・エンドで行政サービスをデジタル化していくこととなりますけれども、その具体的な範囲につきましては、今後策定いたします情報システム整備計画

において明らかにすることとしているところでございます。

- 時澤忠政府参考人（内閣官房内閣審議官） 現在、各府省からの回答を集計しております行政手続等の棚卸し調査というのがございます。今後の精査によって変わる可能性もある暫定的な数値でございますが、法令に基づく行政手続は約六万種類でございます。

…

法令に基づく行政手続のうち、オンライン化義務の対象となります国に対する申請及び当該申請に基づく処分通知の行政手続、約三万種類弱という感じでございます。

…

オンライン化義務の対象となる行政手続のうち、まず、オンラインで行うことができる国の行政手続は、約五千種類でございます。オンラインで行うことができない国の行政手続は、二万件超という感じでございます。

…

オンライン化義務の対象となる国の行政手続のうち、今申されました一年間に一万件以上利用されている国の行政手続、約千三百種類ございます。

このうち、オンラインで行うことができる手続は、千三百種類の半分程度でございます。オンラインで行うことができないのは、同じく半分程度ということで、半々となっております。

#### （情報システム整備の方針）

- 二宮清治政府参考人（内閣官房内閣審議官） 政府情報システムの整備、管理に関します手続、手順等を定めました政府共通のルールといたしまして、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインというものを私ども策定をしているところでございます<sup>(12)</sup>。各府省は、このガイドラインに基づきまして情報システムの整備を進めていくということとなっているところでございます。

このガイドラインにおきまして、個々の仕様の策定等の情報システムの整備過程

---

(12) サービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理に関して、その手続・手順に関する基本的な方針及び事項並びに政府内の各組織の役割等を定める体系的な政府の共通ルール。2020年3月30日に改定された。

におきましてパブリックコメントを行うことは明確には定めていないところではありますが、利用者中心の行政サービスを提供するために必要となる心構えと視点ということで、「サービス設計十二箇条」というものを設けておりまして、これに基づきまして取組をすることを定めているところでございます。

この定めに基づきまして、各府省において、各情報システムが取り扱う手続等の利用者の要望、意見等を踏まえながら整備を進めているものと認識をしているところでございます。

#### (システムの標準仕様策定にあたって)

○ 浅野哲委員（国民民主） 情報システム仕様を、国のシステムあるいは自治体で使う際のシステム、このあたりに、ある一定の普遍性、一定の共通仕様、これを設けるべきではないかという声もあるんですけども、これに対して、政府として今どのような考え、どのような取組を行っているのか、御答弁をいただきたいと思えます。

○ 二宮清治政府参考人（内閣官房内閣審議官） 先ほど来から言及させていただいておりますデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン、こちらにおきまして、調達の前定価格が一定規模以上の案件につきましては、調達仕様書を確定する前に民間事業者から意見招請を行うというふうに規定がされているところでございまして、政府機関の考えだけではなく、民間事業者の声も踏まえつつ、よりの確な情報システムの要件等を決定していくことになっているものでございます。

今後は、政府内はもとより、御指摘の国、地方も含めたシームレスな情報連携、情報システムの共用化等が大変重要になってくるというふうに考えておりますので、その推進に当たりましては、情報システムの構築を担う民間事業者のわかりやすさという観点も踏まえつつ、政府ルールにのっとって適切に進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

#### (自治体における手続オンライン義務化)

○ 岡本あき子委員（立憲民主党） 本気でデジタル化一〇〇%を目指すということであれば、市町村、自治体の行政サービス、この情報システム計画も義務化とするべきではないかと思いますが、お答えいただけますか。

- 時澤忠政府参考人（内閣官房内閣審議官） 手続のオンライン化につきましては、地方自治体の組織や運営にかかわることでもありますので、地方分権の観点から、義務づけというのは困難でございます。これは、都道府県も市町村も同じでございます。この法案においては、努力義務というふうになっております。

ただ、自治体に対する手続、自治体の行う手続は非常に大事でございますので、私どもといたしましては、自治体が、それぞれの事情を踏まえつつ、スピード感を持ってオンライン化を進めていただけるよう、国としても、地方公共団体のデジタル化の取組を支援していきたいと考えております。

#### （国による自治体標準システムの構築）

- 岡本あき子委員（立憲民主党） 国で一定程度共通の行政サービスについては、標準のシステムを構築して、地方自治体が特徴に応じてアレンジできる仕組みを広めていく、そういうやりの方が効率的で効果的ではないかと思えます。ぜひこの点もお答えいただきたいと思えます。

- 時澤忠政府参考人（内閣官房内閣審議官） 地方公共団体のデジタル化を支えるシステムにつきましては、やはり、ばらばらに構築するということは非効率でございまして、今後の方針、方向といたしましては、地方公共団体がシステムを共同で使うということが望ましいことだというふうに考えております。

これまでも、自治体クラウド、共通で使うクラウドにつきましては、かなり進んできているところでございます。

今後、先ほど議員もお話がありましたように、さらなる共同利用の方策としましては、例えば国がプラットフォームをつくって地方公共団体が利用する方法があると思えます。さらに、地方公共団体が共同利用することを前提に開発した優良なアプリケーション、これを地方公共団体がつくり、それを横展開していくという方法も考えられると思えます。

ただ、システムの共同利用を実現していく上では、業務の標準化でありますとか、既存システムの整合性のとり方でありますとか、合意形成とか、課題もございまして、そうした課題等も踏まえながら、最新の技術の動向も研究して、実現可能なところから着実に推進していきたいと考えております。

#### (地方版・情報システム整備計画)

- 向井治紀（内閣官房内閣審議官） 官民データ活用計画と似たような構造になっておりますけれども、いずれにしても、自治体には努力義務というのがかかっておりますので、それについては自治体が努力していただくということになりますけれども、当然のことながら、国はサポートする必要があると思っております、私どもとしては、各自治体にそういう計画をつくっていただけるような環境をつくるとともに、助言等のお手伝いをさせていただきたいというふうに思っています。
  
- 向井治紀政府参考人（内閣官房内閣審議官） 国に準じてということでございますので、まず、国の計画をつくった上で、何らかのひな形を示すような形で、こういうふうなものというのは一応お示しした上でつくっていただくというふうな、そういうふうな手続になるのではないかと想定されます。

#### (自治体クラウド導入計画)

- 塩川鉄也委員（日本共産党） 骨太方針に、クラウド導入計画の策定を自治体に求め、国が進捗を管理するとあるものだから、今回の法案に言う国の計画に準じて自治体によるしくというのは、このクラウドの導入計画も含むんですか。
  
- 佐々木浩政府参考人（総務省大臣官房地域力創造審議官） 法案自体の中身についてはIT室に確認していただきたいとは思いますが、今回の計画というのは、これまでのクラウド計画とは違うものでございます。今回、国が制定するやり方、国が取り組むやり方に準じてということですので、その準じるという側面において違ってくるといふことだろうと考えております。
  
- 塩川鉄也委員（日本共産党） 自治体クラウドについてはさまざまな批判があります。例えば、富山県上市町の場合ですけれども、我が党の町会議員さんが三人目の子供の国保税の均等割の免除、また六十五歳以上の重度障害者の医療費窓口負担の償還払いを現物給付にと具体的な提案を議会で行ったところ、町長が、自治体クラウドを採用しており町独自のシステムのカスタマイズはできないということで、できませんという答弁を行ったということなんです。  
自治体クラウドによって、行政の仕事内容をシステムに合わせることとなり、自

治体独自の行政サービスの提供が阻害されているんじゃないでしょうか。

- 佐々木浩政府参考人（総務省大臣官房地域力創造審議官） 御指摘された富山県上市町における議会でのやりとりということは、同町のホームページにおいて確認したところでございます。

同町長の議会答弁そのものについての個別のコメントは差し控えさせていただきたいのですが、総務省としては、クラウドについても、パッケージソフトに対するカスタマイズは行わないことを原則とすべきという基本方針を、助言という形で示しております。

ただ、その方針の中では、住民サービスの維持向上等の観点からパッケージ機能による対応では不十分である場合であって、カスタマイズ以外の代替措置で対応することが困難であるなどの事由がある場合には、カスタマイズを行うこともやむを得ないという助言をさせていただいているところでございます。

カスタマイズそのものにつきましては、むしろ、効率化の原則とか共同処理のメリットを出す意味でできるだけ控えた方がいいというのは当然ですが、個々の具体的なケースにおいて、どうしてもカスタマイズしないとそういう住民サービスの向上ができない、いけないという場合には当然許容されているというふうに総務省としては助言しているところでございます。

- 塩川鉄也委員（日本共産党） 地方クラウドを推進する国がカスタマイズを抑制することを求めていることは、私は地方自治の侵害だと言わざるを得ません。この自治体クラウドによって、業務の効率化を優先して、システムに業務を合わせるようになっているわけです。ですから、住民の多様なニーズに応えることを棚上げをして、住民サービス拡充の障害になっている。そういった点でも、本来、多様な地域に多様な自治体が存在しているわけで、この自治体クラウドはその自治体の多様性を損なうものとなっているという点は極めて重大だと言わざるを得ません。

この点について、総務省、どうですか。

- 佐々木浩政府参考人（総務省大臣官房地域力創造審議官） 委員御指摘の論点については、カスタマイズの中身の定義の問題だと思います。

我々として、地方自治体が、議会、首長が同意して、住民サービスの向上をした

いという判断をした場合に、そのカスタマイズ、それに伴うシステムの改修を行ってはいけないという助言はしていないところでございます。

#### **(行政手続きのデジタル化と窓口削減)**

- 塩川鉄也委員（日本共産党） 自治体では、行政手続きのデジタル化を理由に、行政サービス、窓口サービスなどの利便性が後退する事態が起きていることで、こういったことが国で起きないということが言えるのでしょうか。
  
- 平井卓也国務大臣（情報通信技術（IT）政策担当） このデジタルガバメントの推進というのは、要するに、利用者中心の行政サービスを実現するためであって、効率化による人員削減を目的としたものではありません。

#### **(情報システム整備計画とデジタル・ガバメント実行計画)**

- 塩川鉄也委員（日本共産党） 今回の法案では、デジタルを活用した行政の推進のため、情報システム整備計画を作成するとしています。このポイントは何でしょうか。これまでのデジタル・ガバメント実行計画や各府省デジタル・ガバメント中長期計画とどこが違うのでしょうか。
  
- 向井治紀政府参考人（内閣官房内閣審議官） 今回の、まさに情報システム整備計画は、より具体的に、こういう事務のこういう手続について、情報システムをこういうふうな感じで整備して、いついつまでにするというふうなものでございまして、より細かく、しかも、BPRとかあるいは手法とかを細かく定めたようなものになるというふうに想定してございます。

#### **(セキュリティインシデントに対する官民責任分担)**

- 向井治紀政府参考人（内閣官房内閣審議官） 情報セキュリティーに関する官民の責任分界については、クラウドからの通知やデータ送信について、行政機関のシステムに到達する前の処理過程、伝送過程で誤りや改ざんがあった場合には民間側の責任、行政機関のシステムに到達した後の処理過程での誤りや改ざんがあった場合は行政側の責任とする一方、行政機関からクラウドへの処分通知等につきましては、クラウドに到達する前の処理過程や伝送過程での誤りや改ざんがあった場合は

行政側の責任、クラウドに到達した後の処理過程で誤りや改ざんがあった場合は民間側の責任になるものと考えているところ。

#### (予算、調達の一元化)

- 平井卓也国務大臣（情報通信技術（IT）政策担当） 今後のデジタル社会では、政府情報システムについて、データが標準化され、情報システム間での情報連携が図られるとともに、法律や制度の改正といった変化に柔軟かつ簡単に対応できるよう再構築していかなければなりません。

現在の政府情報システムの予算、調達のあり方は、府省縦割りとなっておりまして、こうした今後の情報システムのあり方を実現するために必要不可欠な政府横断的視点で取組を進めるということが今までは困難となっていました。

このため、内閣官房IT室のリーダーシップのもと、予算、調達の一元化を含め、予算の要求から執行までを通した一元的なプロジェクト管理の強化に向けて検討を進めているところです。

この具体的な効果のうち、予算面については、各府省が縦割りで行っていた予算要求と予算措置が一括要求、一括計上に変わることにより、重複要求、重複投資の回避、そして、情報システムの共用、集約化の進展による効率化、新技術の活用など、経済成長につながる分野への投資が図られると考えています。

なお、これらの取組は、一時的な投資額はふえるということが必要かと思いますが、長期的には、システムの運用経費や定期的な改修経費等の削減につながり、投資対効果を十分に高めることになると考えております。

……政府情報システムの予算、調達の一元化を含めた一元的なプロジェクト管理の強化によって、従来各府省単位だった調達に対し、内閣官房による政府横断的な視点での審査が入ることになります。

これによりまして、政府横断的なクラウドサービス等の活用によるスケールメリットの享受、統一的なセキュリティー水準の確保、情報システムの構成やデータの標準化の進展、一者応札の要因でもある複雑、硬直的なシステム構成の解消、最新の動向を踏まえた新技術の導入や、機動的かつ柔軟な開発手法の活用といった効果が得られるものと考えています。

- 塩川鉄也委員（日本共産党） 附則の第九条の検討条項にそういう中身が入って

いるということですので、そういう趣旨として承知をしているところです。IT室が予算の要求から配分まで一元的に管理することになります。

そこで、大臣に伺いたいんですが、おとといの質疑で指摘をされましたように、IT室には営利企業から給与補填を受けている出向者が多数在籍をしておられるわけです。私、そういう点でも官民癒着の批判は免れないわけで、この公務の公正性の確保に疑念のあるIT室で予算の要求から執行まで一元的に管理することには重大な懸念を覚えるんですが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

- 平井卓也国務大臣（情報通信技術（IT）政策担当） 前回も答弁をさせていただいておりますが、公務の公正性に疑念を抱かれることがないように十分に留意する必要がありますが、今回、新しい取組ですし、それぞれ職員が入りますと調達制限にも入りますし、企業も必ずしもハッピーではないんですね。

それでも、今、全体のシステムを変えていかなきゃいけないということなので、このような形で我々が一元化を受けて、もともと各省庁がちゃんとした調達をできているんだったら、こんなことはしていないわけです。ですから、このサイロに陥った調達というものが国民にとって大きなマイナスなので、ここは、初めてのやり方ですけれども一元化して、そして、新しい知見を持った人たちにも協力してもらって、この窮地を乗り越りたいというような取組だと考えていただければと思います。

#### （人材や体制面での効果）

- 平井卓也国務大臣（情報通信技術（IT）政策担当） 政府情報システムにおける人材面、体制面については、情報システムに知見を有する職員が不足している、業務経験から得られたノウハウ等について政府として継続的に蓄積して横展開する仕組みがない、最先端の知識、技術を習得する機会が少ないといった課題が挙げられます。

こうした課題を踏まえ、現在、政府情報システムの一元的なプロジェクト管理を強化するための取組として、情報システム単位で、内閣官房と各府省が一体となって予算、調達に係る業務に取り組む仕組みを検討しているところです。

この仕組みができれば、各府省の担当者にとって、情報システムの予算、調達に係る業務機会がふえるとともに、IT室に在籍する、情報システムの開発や整備を

現場で行ってきたエキスパートから知見やノウハウを得ることができます。

#### (自治体への財政的取組)

- 時澤忠（内閣官房内閣審議官） 自治体クラウド、共同でクラウドをやる場合には、総務省の方で地方財政措置を講じていただいておりますので、そうした例も参考にしながら、積極的にデジタル化に取り組む地方公共団体を応援していきたいと思っています。

#### (自治体のオンライン利用促進対象手続のオンライン化状況)

- 佐々木浩政府参考人（総務省大臣官房地域力創造審議官） 総務省では、平成十八年度に、地方公共団体が電子申請等のオンライン化に取り組むための指針として、地方公共団体におけるオンライン利用促進指針を策定し、地方公共団体の取組を促してきたところでございます。

この指針においては、特に重点的にオンライン化に取り組むオンライン利用促進対象手続を定めた上で、総務省において、毎年度これらの手続に関するオンライン利用率を調査の上、公表しているところでございます。

平成二十九年度における率は五二・四％となっており、前年度比で一・〇ポイントの増、五年前と比べると一〇ポイント程度の増となっているところでございます。

#### (選定の際のベンチャー優遇措置)

- 平井卓也国務大臣（情報通信技術（IT）政策担当） 今後、本法案に基づいて行うシステム整備については、費用対効果の精査等を通じて効率的なシステム整備を図ることはもとより、ベンチャー企業の新しいアイデアや技術も取り入れながら、デジタル時代にふさわしい、付加価値が高く効率的なシステムの構築を実現してまいります。

実は、地方自治体においてもトライアル発注という制度がもう既にあって、こういうことに取り組む地方自治体に更に支援策を広げていくということが必要かなと考えております。

#### (デジタルデバイド解消方策)

- 塩川鉄也委員（日本共産党） 経済的事情でIT機器を取得できないような人に

ついて、デジタルで手続してくださいというのは困難だと思うんですが、そういったデジタル機器の入手が経済的事情で困難な人に対してはIT機器を配るということはあるんですか。そういった方々はどうするんですか。

- 向井治紀政府参考人（内閣官房内閣審議官） 基本的には、やはり自治体の窓口とか、そういうところに置くというのが基本になるかと思います。それを更に超えてどういうふうにやっていくかというのはやはりケース・バイ・ケースで考えますけれども、一律にそういうのを配るというふうなことにはなかなかならないのではないかと思います。

#### （申請の期日）

- 向井治紀政府参考人（内閣官房内閣審議官） 本法案による改正後の行政手続オンライン化法第六条第一項に定める申請等につきましては、同法第六条第三項におきまして、「申請等を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。」と規定しておるところでございます。

現在検討を進めております社会保険・税ワンストップサービスに係るクラウドを活用した申請等におきましては、企業は事前にクラウドを用いて提出を行う旨の申請を行政機関等に対して行い、行政機関等がこれを承認した後に、クラウドへのアクセス権限を当該行政機関等に対して付与する、そういうふうな仕組みになるというふうに考えてございますが、当該事前の申請、承認を経たクラウドへのアクセス権限が行政機関等に付与されたことをもちまして、このクラウドが、第六条第三項に規定いたします「行政機関等の使用に係る電子計算機」というふうになると考えております。

その上で、このクラウドに提出データが記録された時点で、同法第六条第三項に規定いたします「行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた」こととなるために、当該記録された時点が申請等の到達時点になると法的に整理しているところでございます。また、その際には、当該クラウドに提出データが記録された旨を直ちに行政機関等に通知する仕組みを設けることとしております。

なお、企業がまずこの事前の申請、承認を経たクラウドに提出データを記録し、その後、当該クラウドへのアクセス権限を行政機関等に対して付与した場合は、当該

アクセス権限を付与された時点で、「行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた」ということとなりますので、当該アクセス権限が付与された時点が申請等の到達時点になると整理しているところでございます。

#### (住民票の除票)

- 北崎秀一政府参考人（総務省自治行政局長） 今回、デジタル手続法案におきまして、住民票を削除した後も除票として保存をしつつ、安全管理等の措置を講ずることを法文上明確化させていただいております。具体的には、市町村長は、住民票の除票等に記載されている事項の漏えい、滅失及び毀損の防止等、適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとさせていただきました。

また、仮に、住民票の除票の写し等を不正に取得した場合や、市町村職員が不正な利益を図る目的で職務上知り得た情報を提供、盗用した場合には、罰則を科することとさせていただいております。

現在、住民票の磁気ディスクでの保存に当たりましては、既に、技術的基準を定め、その管理方法について規定しているところでありますが、住民票の除票につきましても同様に、技術的基準に明確に位置づけて、アクセス権限を限定し、ファイルの不当な使用の防止等の措置を講ずる等、適切に管理してまいりたいと考えております。

#### (パスポート申請・発行の事例)

- 山尾志桜里委員（立憲民主党） 皆さん御案内のとおり、パスポートの手続というのは、国の手続と都道府県、市町村の手続が混在しております。あえて言うと、国の手続というのは、手続の中の発行決定の部分だけでありまして、申請の受理だとか、決定された後の作成だとか、作成された後の交付だとか、こういうものは都道府県ないし自治体、市町村が担っています。

そうすると、事務方にお伺いしますけれども、この法案でいくと、実は、義務化される場所というのは、自治体が担っている、それこそパスポートセンターから外務省に対して、こういう申請がありましたので決定をしてください、この部分のルートはオンライン申請が義務化されるんだけれども、最も核となる、国民が申請するときあるいは交付を受けるとき、ここら辺のところは必ずしも義務化の対象となっていない。

- 岡田健一政府参考人（外務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官）  
行政手続のオンライン化や添付書類の撤廃などのデジタル手続法案の趣旨を踏まえ  
まして、申請者の利便性の向上及び旅券事務の効率化のため、旅券発給申請手続に  
おきまして、パソコンやスマートフォンを使用して旅券の発給申請が申請者の方が  
できるように、電子申請を導入させていただきます。

したがいまして、ここの部分は義務化の部分ではないのでございますけれども、  
努力目標ではございますけれども、外務省といたしましては、電子申請を導入し、  
申請者の方の利便性を図るということを考えております。

また、それ以外にも、現在、申請者の方は、委員御指摘のとおり、旅券の申請時  
と交付時の二回、旅券事務所に出頭していただく必要がございますけれども、この  
出頭回数も削減するため、例えば旅券を宅配で交付することも検討をしております。

さらに、現在は収入印紙で納付していただいております手数料をクレジットカード  
で納付できるようにして利便性を図る、こういったことについても検討いたして  
おります。

さらに、今国会で戸籍法が改正されまして、戸籍電子証明書を発行する制度が創  
設される場合、旅券発給審査に必要な戸籍情報の入手がもし可能となるというこ  
とでございますれば、原則として旅券発給申請時における戸籍謄抄本の提出を省略  
ということも検討すべく、現在、関係府省庁と協議をしておるところでございます。

…

各自治体におかれても、さまざまな御事情等、またまた違ったところもございま  
すので、よく自治体の方々とも相談をし、自治体の特殊な事情も踏まえて協力を得  
つつ、この問題を進めていきたいというふうに考えております。

#### （引越し手続の事例）

- 山尾志桜里委員（立憲民主党） 引越しの起点というのは、御存じのとおり、  
転入、転出届なんですけれども、これはこの法案化によって、自治体なので義務化  
ではないと。努力義務の対象になるんでしょうか。それとも、その届出の性質から  
いって努力義務の範疇外だ、やりたいという自治体があってもこれはやるのは  
ちょっと難しい、こういうものなんでしょうか。
- 向井治紀政府参考人（内閣官房内閣審議官） 先生御指摘のとおり、転入、転出

の手續そのものは自治体の手續でございますし、引っ越しに伴いましてさまざまな手續が必要となってまいります。その大半についてはやはり自治体のものが多いということも事実でございますので、したがって、そういう意味では努力義務という形になろうかとは思いますが。

- 時澤忠（内閣官房内閣審議官） 今考えております引っ越しのワンストップでございますが、これは民間の手續と市町村への住民票の手續というのがあります。

まず、民間事業者には引っ越しポータルサイトというのをつくっていただきます。そこで、例えばポータルサイトに登録した人は、ポータルサイトから適当なタイミングで必要な手續、こういうふうになるというような案内、誘導が来る。それに基づいて、今言いました住民票につきましては、これはそのポータルを通じて、マイナポータルというものがありますので、そこに行くようにします。

先ほど向井審議官から話がありました特例転入届というのがあります。特例転入届は郵送でもいいですし、今、電子申請で転入届を受け入れている団体もあります。それをマイナポータルでやりましょうということです。したがって、先ほど言いましたように、転出先には行く必要がなくなります。

あわせて、引っ越し先の自治体に、要するに台帳予約、いついつ行きますという予約も含めて登録できるようにする。そうしますと、転出先には行く必要がありませんけれども、転入先に行く、なおかつ予約ができますということで、利便性が向上するということでもあります。必ず行かないといけませんので、その特例を使って一回に行く、それをマイナポータルを使ってやる、そのマイナポータルには、先ほど言いました引っ越しポータルサイトと連携をしています。

もう一つ、民間の手續。

ライフライン、いろいろありますけれども、今までは、それぞれについて住所変更の手續が要りました。今回、先ほど言いました引っ越しポータルサイトで、ポータルサイトに入力した氏名、住所があります、それを一回入力すれば複数の手續のところ自動的に行く、そういったものをまとめて一括してできるというようなものを考えております。

ただ、これは実現のためにはいろいろな人に参加していただかないといけませんので、今参加を呼びかけておりますし、実証実験等もことし行う予定です、その結果でいろいろとサービスを充実していくんですけれども。

基本的には、市町村への手続は、必ずやらないといけないんですが利便性を向上させる、民間については、一度入力すればそれが必要なところに行く、そういうイメージで捉えていただければと思います。

**(位置情報取得にあたっての総務・法務不一致)**

- 山尾志桜里委員（立憲民主党） 総務の政務官にお伺いをいたします。  
スマホゲーム事業者が持っている位置情報、これを捜査上取得するにあたっての原則と例外についての理解をお答えください。
  
- 國重徹大臣政務官（総務大臣政務官） 全てのスマホゲームアプリ事業者が、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの適用対象になるわけではありませんが、スマホゲームアプリ事業者が電気通信事業者や電気通信事業を営む者に該当する場合は、同事業者にはガイドラインに従った取扱いが求められることとなります。  
同ガイドラインにおいて、通信の秘密に該当する位置情報については、電気通信事業者又は電気通信事業を営む者は、あらかじめ利用者の同意を得ている場合や裁判官の発付した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合に限り、第三者に提供できる旨を定めております。  
したがいまして、原則として裁判官が発付した令状を必要としているものと考えます。  
また、通信の秘密に該当しない位置情報につきましても、一般論として申し上げれば、電気通信事業者又は電気通信事業を営む者がこれを捜査当局に提供することができるのは、同ガイドラインに照らして、先ほどと同様、原則として裁判官が発付した令状に従う場合に限られるものと考えます。
  
- 山尾志桜里委員（立憲民主党） 法務の政務官にお伺いをいたします。  
今の見解、要するに、通信の秘密に当たる位置情報であっても、当たらない位置情報であっても、原則令状を必要とするという理解でありました。法務省の見解はいかがですか。
  
- 門山宏哲大臣政務官（法務大臣政務官） スマホゲーム事業者が位置情報という、

具体的な特定の事業下で、まず、いかなる捜査手法がとられるかについてお答えすることは、一般的には差し控えさせていただいているところでございますが、繰り返しになりますけれども、ゆっくり読ませていただきますけれども、その上で、強制処分の意義、令状が必要とする強制処分の意義というのは、これは例えば五十一年の最高裁決定において、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加え、強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味すると判示されております。

また、そして、これは一般論ですけれども、位置情報を取得する捜査が強制処分に該当し、令状に基づいて実施すべきものであるか否かにつきましては、今申し上げた判例のほか、あるいは車両GPS捜査における最高裁判決を含む一連の最高裁判例の内容を踏まえつつ、当該情報の性質や情報を入手する態様、事業者の対応など、個別具体的な事案に応じて判断されるべき事柄であるというふうに考えております。

そして、御指摘のガイドライン、総務省のガイドラインですけれども、これは、これも前回お答えさせていただきましたけれども、電気通信事業者等に対して告示の形式で個人情報の取扱いの具体的な指針を示すものでありますけれども、刑事訴訟法に基づく捜査の適法性、要するに強制処分性については、ガイドラインにではなく、あくまでも刑事訴訟法の規定の解釈によって定まるものでございまして、強制処分の意義につきましては先ほど述べたとおりでございますけれども、この位置情報を取得する捜査が強制処分に該当するかどうかという場合には、これはいろいろな事情を踏まえた上での個別具体的な事情によって判断すべき事柄と考えている次第です。

ただ、その上で、山尾先生も先ほど明確に区別されて質問されておりましたけれども、捜査機関において、通信の秘密に該当する、そういう構成に該当する情報を取得するに当たっては、これは、原則として、百九十七条二項の捜査関係事項照会ではなく、令状による運用が行われているというのが今の法務省の見解でございます。

- 山尾志桜里委員（立憲民主党）　ということで、整理をしますと、通信の秘密に必ずしも該当しない位置情報について、事業者から見ると、総務省のガイドラインで、照会ではその情報を原則出しちゃだめですよ、令状を出して、出してください

ねというふうになるわけです。一方で、じゃ、それに対して、求める側の捜査機関は、個別具体的事案によっては我々は照会で要求することもありますよと言っているわけです。

そのやはり不一致というのは、国民の側に立ったときに、大変大きな不一致だと思うんですね。捜査機関は照会をかけてもいい、でも国民の側は照会を出しちゃだめ。この不一致は解消していただきたい。理事会で協議をいただきたいと思います。

○ 牧原かれん委員長 後刻、理事会で協議をいたします。

### (3) 参議院における主な質疑内容（参議院内閣委員会（2019年5月23日））

#### （行政のデジタル化が進んでこなかった理由・法案提出タイミング）

○ 牧山ひろえ委員（立憲民主党） 行政のデジタル化が進んでこなかった理由をどのように分析されているんでしょうか。そしてまた、なぜこのタイミングでデジタル手続法案を提出されたのか、御説明願いたいと思います。

○ 平井卓也国務大臣（情報通信技術（IT）政策担当） このデジタルガバメントという言葉は最近使っていますが、それまでには、二〇〇〇年から言うと、電子政府、電子行政というふうに言葉がどんどん変わってきています。二〇〇〇年のIT基本法が導入されて、その後、マイナンバー制度が導入、政府CIOの設置、サイバーセキュリティ基本法とか官民データ活用推進基本法、これは議員立法ですけど、そういうものが整備されて、政府情報システムの運用コストなんかは明らかに三割削減することができています。これは間違いなくそうなんですけど、ただ、やっぱり進んでいないように思われるのは、圧倒的な国民の利便性が要するに顕在化していないところに私はあると思います。

…

一方で、少子高齢化とか人口減少とか生産性の低下とか地方自治体の苦しい状況とかいろいろ考えると、ここら辺りでデジタル化をうまく活用して活路を見出さないと、もうそういう時期に来ているということだと思います。デジタル化はもう止まらないということがみんな分かったので、なら、やっぱりそれをうまく進めようという意味で、今回この法律を出すというのはタイミング的にはもうぎりぎりのタイミングではないかというふうに思います。

この法案によって、次の時代に進化、発展させていけるようなデジタルの基盤をつくっておくということが一番重要なことではないのかなというふうに思います。よく我々は国民目線とかいう言葉を使いますが、使ったときに限って国民目線になっていないことの方が多いんですね。ですから、そこを要するに徹底的にここはもうやっぱり変えなきゃいけないというふうに考えております。また、是非御協力いただくことをお願いしたいと思います。

#### (官民データ活用推進計画策定状況について)

- 牧山ひろえ委員（立憲民主党） 官民データ活用推進基本法第九条第一項において、都道府県は都道府県官民データ活用推進計画を定めなければならないとされています。また、第三項において、市町村は市町村官民データ活用推進計画を定めるよう努めるものとされています。

市町村における同計画の策定状況、並びに都道府県、また市町村の同計画に基づく情報システムの整備を含めた官民データの活用状況について、どのように評価されておられますでしょうか。

- 時澤忠政府参考人（内閣官房内閣審議官） お尋ねのありました官民データ活用基本法に基づきまして、市町村、都道府県、取り組んでいただいておりますが、四月一日現在で都道府県につきましては二十二の団体が計画の策定を終えております。二〇二〇年、来年度までには全ての都道府県が策定を終える見込みとなっております。一方、市町村につきましては、策定済団体、七十四団体ということにとどまっております。今後、市町村におけます計画策定の推進というのが課題だというふうに認識をしております。

この計画に基づく官民データの活用状況につきましては、まだ計画策定直後ということで、今後フォローアップしてまいりたいというふうに考えております。

現時点での計画、一般論で申し上げますと、地方公共団体の情報システム、主な幾つかの項目がありますが、例えば電子申請につきましては、電子申請の整備状況、都道府県では全ての団体が整備、市町村では千四百八十一が整備、未整備が二百六十市町村でございます。また、クラウドも、今、自治体クラウドも推進しておりますけれども、三十年四月現在におけます自治体クラウド導入数、四百七となっております。

一方、この三月十一日、三月時点におけます地方公共団体のオープンデータの取組状況でございますが、都道府県は全ての団体で取り組んでいただいておりますが、市町村では四百十八というふうになっております。

今後、今申し上げましたように、市町村を中心にいかに策定、あるいはいろいろなことに取り組んでいただくかというのが課題でございますので、そういったことを念頭に置いて各いろいろな施策を講じていきたいと考えております。

#### (デジタル化例外事務の例)

- 時澤忠政府参考人（内閣官房内閣審議官） 現時点で確定した例ではございませんが、想定される例でございます。まず、運転免許証の交付、これは、申請者が視力等の運転に必要な適性を有する者かというのをまず対面で確認する、さらに、運転時に携帯する免許証というのを交付するという手続がありますので、これが適用除外になるだろうと。さらに、生活の保護、これは申請者の生活状況や就労又は求職活動の状況について、窓口での対面でのやり取りによってその実情を把握するということが必要でございますので、これも例外というふうに考えられるのではないかと考えております。

#### (在外邦人のマイナンバーと戸籍)

- 吉川浩民政府参考人（総務大臣官房審議官） 現行法上、マイナンバーカードや公的個人認証は住民票を基礎としておりますため、国外に転出して住民票が消除された方は利用できないこととなっております。

今回の改正におきましては、国外転出者について、海外に行っても消除されない戸籍の付票、これを基礎といたしますことでマイナンバーカードや公的個人認証の利用を可能とし、国外転出者のオンラインでの確実な本人確認やそれを基にした様々な行政手続を実現しようとするものでございます。

マイナンバーカード、公的個人認証を国外で利用するための手続につきましては、国外転出時には最終住所地市町村で行っていただくことが可能でございますが、国外転出後につきましては、国内に住所を有する方と同等の厳格な本人確認が必要でございますため、戸籍の付票を管理する本籍地市町村において厳格な本人確認を受けていただくこととしております。

#### (罹災証明書におけるマイナンバーの利用)

- 米澤健政府参考人（内閣府大臣官房審議官） 被災者の負担軽減及び被災自治体の行政運営の効率化を図る観点から、本法案におきまして、罹災証明書の交付事務を個人番号利用事務に新たに位置付けることとしたところでございます。これによりまして、市町村は、罹災証明書の交付申請の受理、申請内容の審査、応答に関する事務につきまして個人番号を利用することができるようになりまして、罹災証明書の情報を迅速かつ正確に検索し、管理することが可能となります。

さらに、市町村が罹災証明書の情報に係る庁内連携条例を定めた場合には、当該市町村内で個人番号を用いた罹災証明書の情報と税、社会保障の情報の連携により、減免申請等の罹災証明書の添付が不要となってまいります。

罹災証明書の情報の情報連携につきましては、市町村における罹災証明書の交付に係るシステムの整備動向を見極めつつ、被災自治体の事務負担の軽減の観点にも留意し、検討を進めてまいりたいと考えております。

#### (マイナンバー通知カード廃止理由)

- 吉川浩民政府参考人（総務大臣官房審議官） 通知カードは、平成二十七年十月のマイナンバー制度施行後、国民の皆様に対しマイナンバーを速やかに通知するほか、まず必要となります職場等へのマイナンバー提示の際にマイナンバーを証明する書類として役割を果たしてきたところでございます。

一方、通知カードの記載の正確性を維持するために転居等の際に記載事項変更が必要となっておりまして、住民、市町村職員の双方に負担になっているとして見直しが求められてきたものでございます。また、社会のデジタル化を進める観点からは、紙製の通知カードから公的個人認証の電子証明書が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していくことが重要でございます。

こうしたことを踏まえまして、通知カードの新規発行や記載事項変更の手续等を廃止することとしており、国民の皆様にはマイナンバーカードを早期に取得することで御対応いただきたいと考えているところでございます。

#### (4) 修正案

山内康一ほか2名から、立憲民主党・無所属フォーラム、国民民主党・無所属クラブの共同提案による修正案が提出され、採決の結果否決された。

- 後藤祐一委員（国民民主党） ただいま議題となりました情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

政府原案の方向性には賛成をしておりますが、社会課題の迅速かつ柔軟な解決、持続的な経済成長の実現のためには、個人情報保護やデジタルデバイドに配慮しながら、より一層のデジタル化を進めることが必要であると考え、本修正案を提出した次第であります。

以下、本修正案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、基本原則として、「情報通信技術を活用した行政の推進は、個人情報の保護に十分配慮するとともに、個人の権利利益が害されることのないように配慮して行われなければならない。」との規定を追加しております。

第二に、法令に基づく申請に際し省略できる添付書面等に、マイナンバー法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報が記載された書面等が含まれることを明記するとともに、地方公共団体が条例等に基づく手続をオンラインで行う場合においては、法令に基づく申請の場合と同様に、特別な事由がない限り、添付書面等を省略するとの規定を設けました。これに伴い、行政機関等又は地方公共団体が添付書面等の省略のために特定個人情報を入手し、又は参照することができるよう、特定個人情報の提供の制限に係るマイナンバー法の規定を改正しております。

第三に、地方公共団体が行うデジタルデバイスへの対応に関する施策の例示として、「情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができる機会の確保、当該援助を行うために必要な資質を有する者の確保及び配置」を明記することとしております。

第四に、地方公共団体がオンライン化施策を講ずるよう努めるべき手続について、条例又は規則に基づく手続のほか、地方公共団体が行う施策の実施に関する指針、基準その他これらに類するものに基づく手続が含まれることを明記するとともに、地方公共団体によるオンライン化施策に対する国の支援措置について、これを努力義務から明確に義務づけ規定とし、その支援措置に技術的及び財政的援助が含まれることを明記しております。

第五に、政府は、国民によるオンライン手続を促進するため、オンライン手続に

係る手数料の費用効果分析の結果を踏まえた減額又は免除、オンライン手続の処理に際しての優先的取扱いその他の優遇措置を講ずるものとする事としております。

以上が、本修正案の趣旨であります。

## (5) 付帯決議

衆参両院において、各派共同提案<sup>(13)</sup>による以下の附帯決議案が提出され、賛成多数で可決された。

政府は、本法による行政のデジタル化の推進に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないう、技術革新に対応したセキュリティ対策及び個人情報の保護その他の個人の権利利益の保護のための措置を講じ、業務の信頼性・安全性の確保を図ること。
- 二 経済的事情によりパソコン・スマートフォン等の情報通信機器を所有していない者も、情報通信技術の便益を享受できるよう、必要な施策を講ずること。
- 三 地方公共団体が、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正を図るため、当該能力等が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができる機会の確保、当該援助を行うために必要な資質を有する者の確保及び配置等の施策を講ずることができるよう、必要な支援を行うこと。
- 四 地方公共団体が、行政のデジタル化の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための施策を講ずるに当たり、必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 五 マイナポータルを使用する際に必要な個人番号カードの読み取りに対応したICカードリーダーライター又はスマートフォン等の普及に努めるとともに、多くの国民がその利便性を享受できるよう、制度の周知徹底を図ること。
- 六 地方公共団体の業務において窓口における対面業務が市民と接する上で重要な機能を有していることに鑑み、このような機能が損なわれることがないように配慮すること。

---

(13) 衆議院＝自由民主党、立憲民主党・無所属フォーラム、国民民主党・無所属クラブ、公明党、日本維新の会。参議院＝自由民主党・国民の声、立憲民主党・民友会・希望の会、国民民主党・新緑風会、公明党及び日本維新の会・希望の党

- 七 行政運営の簡素化及び効率化により、行政機関等の職員の事務の負担が軽減されるよう配慮するとともに、行政のデジタル化の推進は、真に必要な行政分野にリソースを配分することにより、行政サービスの質の向上を図るものとなるよう十分留意すること。
- 八 情報システム整備計画の作成に当たり、国民が情報通信技術を利用する方法により申請、届出その他の手続を行うことを促進するため、当該方法による手続に係る手数料の費用効果分析の結果を踏まえた減額、当該方法による手続の処理に際しての優先的取扱いその他の優遇措置を講ずるよう必要な検討を行うこと。
- 九 情報通信技術を利用する方法による手続を促進するに当たっては、その利便性や留意点、具体的な申請方法等について、国民に丁寧かつ分かりやすい説明・広報を行うよう努めること。
- 十 国外に転出した者が、円滑に個人番号カード及び電子証明書を取得し、及び利用し続けることができるよう、在外公館において個人番号カード及び電子証明書の交付及び更新の事務を行うことについて検討を行い、関係府省が連携して体制の整備に取り組むこと。
- 十一 健康保険証としての活用等により個人番号カード及び電子証明書が必要となる場面が拡大することを踏まえ、これらの交付及び更新を無償で行うとともに、交付及び更新が円滑に進むよう地方公共団体等の体制強化や国民に対する十分な周知に関係府省が連携して取り組むこと。
- 右決議する。

## おわりに

本法は、行政のデジタル化を推進する政策基本法としての「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」改正と、その基盤となる住民基本台帳法やマイナンバー法等の改正とが含まれる。

とりわけ前者については、自治体の業務について直接的な作用を及ぼす法でもなく、また新たな組織を規定するものではないが、行政のデジタル化を進めることを規定路線化し一層強固なベクトルを示したことに意義がある。とりわけ新デジタル・ガバメント実行計画に見られるように、自治体行政のデジタル化を中央政府が主導する方針が本法によって

根拠づけられることとなった。また政策推進基本法的な性格を有する本法は、上で触れたいくつかのデジタル関連の議員立法と親和的な関係にあり、各種利益団体との関係性にも留意すべきである。

いま、スマート自治体研究会、第32次地方制度調査会、骨太の方針2020を経て、この動きは不可逆的なものとなりつつある。先端技術利用のための個人情報への扱いに関する規制緩和を含むスーパーシティ法（国家戦略特区法改正法）が成立（2020年5月27日）した。また今般の新型コロナウイルス禍をめぐっては、経済財政諮問会議民間議員（竹森俊平慶応大学教授ら）が行政の電子化を1～2年で集中的に進めるよう提言している<sup>(14)</sup>。危機下におけるマイナンバーをめぐる混乱ぶりをめぐっても、誠実な検証を経ることなく、デジタル化の動きをさらに加速化・推進しようとするこのような前のめりの動きには首を傾げざるを得ない。その根元にあるのが果たして住民の利便性向上にあるのか、企業が行政のもつビッグデータを活用してビジネスを展開しようとするなかで情報システムの標準化を実現しようとするところにあるのかは慎重に見極める必要がある。

（ほりうち たくみ 公益財団法人地方自治総合研究所研究員）

---

#### 【引用文献】

- 浦上哲朗・廣瀬一郎（2019）「デジタル手続法（デジタル行政推進法部分）について」『地方自治』863号  
福嶋円香（2020）「デジタル手続法の解説」『時の法令』2094号

---

(14) 竹森俊平教授は新型コロナウイルス対応のため政府が設置した「基本的対処方針等諮問委員会」に加わる経済学者。なお本稿執筆時点（2020年5月27日）で提言文は一般に公開されていない。提言は7月にまとめる経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）のたたき台とし、2021年度予算の概算要求に反映されるという。（日経新聞2020年5月27日）

## ③社会保障（厚生労働省）

国民健康保険に係る業務支援システムは、標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに機能改善を図って効果をより高めるほか、導入後の課題を把握し、効率的な業務プロセスや情報システム設計に見直すことにより、導入地方公共団体を広げるための改善策を検討する。

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議（仮称）」の方針を踏まえ、速やかに地方公共団体における業務プロセスや情報システム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。その後、住民記録システムの成果を反映し、2020年度（令和2年度）における検討後1年以内に標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。

児童扶養手当、生活保護に係る業務支援システムについても、速やかに地方公共団体における業務プロセスや情報システム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。

## ④教育（文部科学省）

就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、速やかに地方公共団体の業務プロセスや情報システム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。その後、住民記録システムの成果を反映し、2020年度（令和2年度）における検討後1年以内に標準仕様書を作成する。

内閣府、総務省及び厚生労働省は、2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）に、情報システムの標準化に向けた調査に基づき地方公共団体の状況等を踏まえた課題を整理し、情報システム標準化による効果が見込める業務について、地方公共団体関係者や事業者等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成するなど、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。

内閣官房は、内閣府及び総務省の協力を得て、関係府省の検討の支援や府省横断的な事項の処理を行う。

内閣官房及び関係府省は、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に関する政府全体の方針調整及び進捗管理を行うため、早期に「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議（仮称）」を組織、運営する。

内閣官房及び関係府省は、それぞれの事務の業務プロセス・情報システム標準化の検討状況について地方公共団体への適時適切な情報提供を行う。

(2) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

地方公共団体における情報システム等の共同利用を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。

具体的には、内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、2020年度（令和2年度）に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務（児童手当（内閣府）、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総務省）、就学（文部科学省）、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当（厚生労働省）並びに子ども・子育て支援（内閣府、厚生労働省））について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。

上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。特に地方税、介護保険、国民健康保険、障害者福祉及び就学業務については、速やかに地方公共団体の状況等を踏まえた課題を整理し、業務プロセス・情報システムの標準化により効果が見込める場合には、地方公共団体関係者や事業者等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成するなど、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手する。

このほか、各省は以下の事項に取り組む。

## ①住民記録（総務省）

すでに検討に着手している住民記録システムについては、2020年（令和2年）夏頃までに地方公共団体関係者などと、標準的な機能や様式等を盛り込んだ標準仕様書を作成する。住民記録システムが他の基幹システムの基礎となるため、普及策や他システムとの連携方策も検討する。

## ②地方税（総務省）

地方税に係る情報システムに関して、納税者からの電子納税を可能とする地方税共通納税システムについては、対象税目を地方法人二税等から更に拡大するため、2019年度（令和元年度）の課題整理に基づき、地方公共団体などとともに取組を進める。市町村の基幹税務システムについては、2020年（令和2年）夏以降住民記録システムの成果も反映し標準仕様書の作成を進める。

国が主導して情報システムの標準化を進めるため、総務省は、地方制度調査会における地方自治制度との関係を含めた議論等も踏まえ、関係府省と連携して、法制上の措置も視野に、必要な検討を行う。

RPI：対象業務に対して、実際に標準仕様が作成された業務の割合

RPI：標準仕様が作成された業務における当該標準仕様が利用された情報システムを利用する地方公共団体の割合

(3) 地方公共団体における地域情報プラットフォーム標準製品の導入及び中間標準レイアウトの利用の推進 (©総務省)

地方公共団体において地域情報プラットフォーム標準仕様製品を導入することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、業務ごとの最適な製品の選定、費用削減及び業務の利便性向上に寄与する。同様に地方公共団体における業務システム更改時に中間標準レイアウト仕様を利用することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、将来的なデータ移行費の削減に寄与する。

総務省は、両仕様について各種セミナー等を通じて地方公共団体に対して周知広報し、導入率・利用率の向上を図るとともに、自治体システムデータの連携の標準に係る現状の課題と今後の方針について検討を行う。

RPI：地方公共団体における標準製品の導入率 (地域情報プラットフォーム)

RPI：地方公共団体における利用率 (中間標準レイアウト)

(4) 地方公共団体における適正な情報セキュリティ対策 (©総務省)  
デジタル技術の進展により生じるリスクが顕在化してきており、行政サービスの連携を担う地方公共団体においても、情報セキュリティ対策が一層重要な課題となっている。また、庁内業務遂行において効率性を発揮できる業務環境を整備することも重要である。

総務省では、マイナンバーの情報連携開始に向けて、地方公共団体に対していわゆる「三層の対策」に取り組むよう働きかけ(平成27年12月25日付け各都道府県知事及び各市区町村長宛に総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」)、これにより、地方公共団体においては情報セキュリティ対策の強化が図られたところであるが、技術の進展やセキュリティ上の脅威の変化も踏まえつつ、セキュリティ対策を講じたクラウドサー

ビスの利用やリモートアクセス、次期自治体情報セキュリティクラウドサービス等の在り方を含めて、新たな情報セキュリティ対策を検討する。

RPI：地方公共団体における新たな情報セキュリティ対策の検討

RPI：地方公共団体における新たな情報セキュリティ対策に係る検討を踏まえた「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定

11.3 地方公共団体におけるAI・RPA等による業務効率化の推進 (©総務省、©内閣官房)

本格的な人口減少社会となる2040年頃を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、地方公共団体の業務の在り方そのものを刷新することが必要である。AIやRPA等のデジタル技術は地方公共団体の業務を改善する有力なツールであり、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくために今後積極的に活用すべきものである。

総務省は、2019年度(令和元年度)から開始した「自治体行政スマートプロジェクト」において、地方公共団体の基幹的な業務(住民基本台帳・税務等)について、人口規模ごとに複数の地方公共団体による検討グループを組み、そのグループ内で、業務プロセスの団体間比較を実施することで、AI・RPAなどのデジタル技術を活用した業務プロセスの標準モデルを構築する。

また、総務省は、2020年度(令和2年度)末までにAIなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数300を実現するとともに、中小を含む地方公共団体が共同でAI導入を進めるための標準的な仕様及び導入手順を整理した「自治体AI活用ガイドブック(仮称)」を2020年度(令和2年度)中に策定する。

加えて、総務省は、地方公共団体に対するAI・IoT等の先進事例について、横展開を推進する。

RPI：AI、RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数

内閣官房は、総務省と協力して、AIの活用を含めた新たな情報システムを導入するに当たっては、少数の地方公共団体がそれぞれの分野でバラバラに開発するのではなく、当初から多くの地方公共団体を巻き込み、地方公共団体が共同利用する前提で開発することを促すため、2019年度(令和元年度)に開催した自治体ピッチ～Pitch to Local Governments～(設計段階から、地方公共団体の職員と開発者等が利用者視点に立ったサービスデザイン思考の下、対話

を重ねながら、地方公共団体が共同利用することを前提として開発した情報システムやアプリケーション等を、開発者等が複数の地方公共団体に対して提案する場）を2020年度（令和2年度）においても開催する。

KPI：自治体ピッチにおける地方公共団体からの質問・コメント数

#### 11.4 地方公共団体におけるオープンデータの推進（◎内閣官房、総務省、関係府省）

官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされている。地方公共団体は、同法の趣旨、オープンデータ基本指針及び本計画を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図る。その際、地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「推奨データセット」等も参考にしながら、利用者ニーズに即したオープンデータ化を積極的に進めるとともに、オープンデータ・バイ・デザイン・デザインの考え方に基づく情報システム（当該情報システムに係る行政手続を含む。）の設計や整備を含めたオープンデータ及び行政内部でのデータ活用を推進することが望ましい。また、各府省は自府省に関連する分野のオープンデータの取組について、地方公共団体に対しても必要な働きかけや支援等を行い、積極的に推進を図っていく。これにより、オープンデータを活用した地方発のベンチャー企業の創出等を促進する。

KPI：地方公共団体におけるオープンデータ取組率（2020年度（令和2年度）までに100%）

#### 11.5 地方公共団体のガバナンス強化と人材確保・育成（◎総務省、内閣官房）

地方公共団体の中には、ガバナンスの強化のため、政府CIOと同様に、自治体CIOを設置する団体も存在し、2018年（平成30年）時点で、1,505団体が自治体CIOを設置している。

地方公共団体の内部のガバナンスの在り方については、各団体の組織運営に関わることであり、団体によって様々な方法が考えられる。国は、地方公共団体からの相談に応じて、政府CIOによるガバナンスについて情報提供するなど、必要な技術的助言を行う。

また、地方公共団体のデジタル・ガバメントを推進するためには、それを支えるセキユリティ・IT人材の確保・育成が重要である。

総務省は、地方公共団体のデジタル技術の活用等を支援するため、「地域情報化アドバイザー」の活用促進等を図るとともに、地方公共団体のCIO育成研修の実施、オープンデータを担当する地方公共団体職員向け研修等の全国実施の推進及び国立研究開発法人情報通信研究機構が行う実践的サイバー防衛演習に協力する。

KPI：地域情報化アドバイザーの派遣団体数

#### 11.6 地方公共団体のデジタル・ガバメントの構築に向けた地方公共団体の官民データ活用推進計画策定の推進（◎内閣官房、総務省、関係府省）

官民データ活用推進基本法においては、都道府県には官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画についての策定義務が、市町村（特別区を含む。）には同計画の策定の努力義務が定められている。

これまで内閣官房は、地方公共団体の官民データ活用推進計画の策定のため、手引を公表し、当該手引等を踏まえ、地方公共団体は計画策定に取組み、2019年（平成31年）3月時点で、22都道府県、74市町村が計画を策定している。

地方公共団体のデジタル・ガバメントの構築を計画的に進めていくため、地方公共団体の官民データ活用推進計画を地方公共団体のデジタル・ガバメント構築のための総合的な戦略と位置付けることとしている。また、地方公共団体の業務改革（BPR）を前提として、国は、デジタル化の状況の見える化を進め、官民データ活用推進計画に位置付けられた施策に対して積極的に支援する

こと等により、各地方公共団体の取組を促し、2020年度（令和2年度）末までに、全ての都道府県において計画を策定することを目指す。

内閣官房は、総務省、内閣府及び関係府省と協力して、2019年度（令和元年）までに、市町村の官民データ活用度を把握することを促すための基礎的なデータを政府CIOポータルに公表する。

また、2020年度（令和2年度）以降、「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」に記載された施策のうち地方公共団体のデジタル・ガバメント構築を推進するものについて国が地方公共団体に対し財政支援する場合は、地方公共団体の官民データ活用推進計画に位置付けられた施策を対象とする。

API：都道府県における官民データ活用推進計画の策定状況（2020年度（令和2年度）末までに全ての都道府県での計画策定を達成）

## 12 民間手続オンライン化の推進のフォローアップ（◎内閣官房、関係府省）

法令上、オンライン手続を認められていない民間手続について、内閣官房において、オンライン手続を認められないその阻害要因とともに取りまとめを行い、2018年（平成30年）3月に公表した。また、デジタル技術を活用して書面・対面なしで取引を完結させている事例集を取りまとめ、2018年（平成30年）3月に公表した。

社会全体のデジタル化を実現するためには、行政手続にとどまらず、民間手続のオンライン化を進めることが重要である。そのため、デジタル手続法においては、国に対して、民間事業者による情報提供が適正になされるよう指導することや、オンライン取引における注意点の一般消費者への啓発活動の実施といった、民間手続におけるオンライン化の促進のための環境整備を義務付けるとともに、デジタル技術の安全かつ適正な利用に支障がないと認める場合には、法令に基づく民間手続をオンラインで行うことが可能となるよう法制上の措置を講ずることを義務付けている。

各府省は、デジタル手続法に基づき、法令に基づく民間手続のオンライン化に向けた検討状況を、各府省中長期計画に記載する。

内閣官房は、民間手続のオンライン化の取組が政府全体で推進されるように、その進捗状況を確認し、フォローアップを行う。

### 13 フォローアップと見直し

デジタル・ガバメントの実現に向けた取組を政府全体として着実に進めていくため、行政手続等の棚卸を継続的に実施し、本計画及び各府省中長期計画の両者を一体として取組を進める。取組に当たっては、PJ管理強化方針によるガバナンスを徹底しつつ、高速なPDCAサイクルの推進による改善を繰り返しながら、「サービス設計12箇条」や費用対効果等の観点から施策のフォローアップ及び見直しを実施し、スケジュールの詳細化やKPIの見直しを随時行っていく。なお、フォローアップの際には、当該時点における課題等についてもしっかりと把握し、進捗が芳しくない場合は、その理由についても明らかにするとともに、状況の好転を図る。

また、政府全体が進めるべき施策については、政府CIOによる進捗状況の把握を実施し、少なくとも年1回、重要な施策については更に高い頻度で取組状況の評価を行い、内容の適切な見直し、段階的な拡充及び詳細化を行う。

各府省の施策については、各府省CIO及び副CIOのリーダーシップの下、政府CIO補佐官の助言を得つつ、PMOにおいて進捗状況の把握を実施し、PJMOと密接に連携しながらプロジェクトを実施する。また、少なくとも年1回、重要な施策については更に高い頻度で、各府省において取組状況の評価を行い、内容の適切な見直し、段階的な拡充及び詳細化を行う。

内閣官房及び総務省は、毎年度、各府省中長期計画の取組状況について取りまとめ、CIO連絡会議に報告する。

こうしたフォローアップを踏まえ、必要に応じて随時、本計画の改定を行う。改定については、社会状況に合わせた実効的な計画とするために、少なくとも年1回の改定を行う。

なお、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)に基づき、施策のうち、本計画及び各府省中長期計画に記載されているものについては、本計画に定めるところによりフォローアップ及び見直しを行う。

#### 改定履歴

2018年(平成30年)1月16日	初版	eガバメント閣僚会議決定
2018年(平成30年)7月20日	改定	デジタル・ガバメント閣僚会議決定
2019年(令和元年)12月20日	改定	閣議決定

## 別紙目次

別紙1 オンライン化等を実施する行政手続等	8
I 国民等、民間事業者等国等との間の手続	8
1. 法人設立登記関係手続(◎法務省、財務省)	8
2. 在留資格に関する手続(◎法務省)	10
3. 在外公館における査証申請・交付(◎外務省)	11
4. 旅券の発給申請等(◎外務省)	13
5. 揮発油税等の申告等(◎財務省)	15
6. 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等(◎文部科学省)	16
7. 医薬品等製造業等の許可申請等(◎厚生労働省)	17
8. 解体・改修工事の届出(◎厚生労働省)	21
9. ハローワークの求人・求職の申込み等(◎厚生労働省)	22
10. 保険医療機関等の指定変更申請等(◎厚生労働省)	24
11. 技能検定の受検の申請及び合格通知等(◎厚生労働省)	25
12. 賃金構造基本統計調査の調査票の提出(◎厚生労働省)	27
13. 農林漁業者等に係る農林水産省関係手続(◎農林水産省)	28
14. 肥料登録申請等(◎農林水産省)	31
15. 輸出証明書発行申請(◎農林水産省、厚生労働省)	34
16. 産業保安・製品安全法令に基づく手続(◎経済産業省)	35
17. 中小企業等経営強化法に基づく申請(◎経済産業省)	40
18. 揮発油販売業者の登録申請等(◎経済産業省)	42
19. 汎用受付システムで実施する国土交通省関係手続(◎国土交通省)	47
20. 船舶の電子証書の交付(◎国土交通省)	53
21. 犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録(◎環境省)	58
22. 拉致被害者等に対する支援関係手続(◎内閣府)	60
23. 電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告(◎総務省)	62
24. 予防接種後副反応疑い報告(◎厚生労働省)	63
25. 確認を受けた新規化学物質に係る報告(◎経済産業省)	64
26. 地熱等に係る発電設備の定期報告(◎経済産業省)	65
27. 特定改定等の許可の申請(◎国土交通省)	66
28. 航空従事者技能証明の申請等(◎国土交通省)	67

39. 自動車保有関係手続等（◎国土交通省）…………… 89

42. 住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出（◎国土交通省）…………… 94

III その他…………… 100

47. 特定健康診査等に関する記録の提供等（◎厚生労働省）…………… 100

48. 特殊車両通行許可に係る道路管理者間の協議（◎国土交通省）…………… 101

49. 外国人雇用状況届出情報と在留管理情報の連携（◎法務省、◎厚生労働省）…………… 102

50. 死亡等に関する事項の税務署長への通知（◎財務省、法務省）…………… 103

51. 特別休暇・年次休暇等の請求、承認等に係る経済産業省内部手続（◎経済産業省）…………… 104

52. 国家公務員の勤務延長の期限の延長の申請（◎人事院）…………… 107

**別紙2 添付書類の省略を実施する行政手続**

I 登記事項証明書の添付省略…………… 108

(1) 法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築（◎法務省） 108

(2) 登記事項証明書（商業法人）の添付を省略する手続…………… 108

1. 物品・役務に係る競争入札参加資格申請（◎総務省）…………… 108

2. 公益社団法人及び公益財団法人に係る認定手続等（◎内閣府）…………… 108

3. 農林水産省共通申請サービスを活用する手続（◎農林水産省）…………… 110

4. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省）…………… 111

5. 経営革新等支援機関等の認定等申請手続（◎経済産業省）…………… 111

II 戸籍謄本等の添付省略…………… 112

(1) 情報連携等の仕組みの構築（◎法務省）…………… 112

III 納税証明書の添付省略…………… 112

6. 物品・役務に係る競争入札参加資格申請（◎総務省）…………… 112

**別紙3 更なる利便性の向上を図る行政手続等**

I オンライン化の共通基盤…………… 113

29. 南極地域活動の制限に関する届出（◎環境省）…………… 69

30. 防衛施設建設工事申請（◎防衛省）…………… 70

31. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、関係省庁）…………… 71

32. 独占禁止法等に基づく手続（◎公正取引委員会）…………… 78

33. 在外公館等における証明申請（◎外務省）…………… 79

34. 医師法等に基づく氏名等の届出（◎厚生労働省）…………… 81

35. 乗監証明の発給申請（◎厚生労働省）…………… 82

36. 漁獲成績報告書の提出（◎農林水産省）…………… 83

37. アルコール製造事業の許可申請等（◎経済産業省）…………… 84

38. 電気・ガス事業者による申請・届出等（◎経済産業省）…………… 88

39. 自動車保有関係手続等（◎国土交通省）…………… 89

40. 適格消費者団体等の認定の申請に係る事項の変更の届出（◎消費者庁）…………… 90

41. 化学兵器禁止法に基づく届出（◎経済産業省）…………… 91

42. 住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出（◎国土交通省）…………… 94

43. 中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続（◎防衛省）…………… 95

II 国民等、民間事業者と地方公共団体等との間の手続…………… 96

44. 食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省）…………… 96

45. 指定難病等の医療費支給認定の申請（◎厚生労働省）…………… 98

46. 建築物等の解体等工事に伴う事前調査結果の報告等（◎環境省）…………… 99

《以下、Iに掲載されたものの再掲》

4. 旅券の発給申請等（◎外務省）…………… 13

6. 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等（◎文部科学省）…………… 16

7. 医薬品等製造業等の許可申請等（◎厚生労働省）…………… 17

11. 技能検定の受検の申請及び合格通知等（◎厚生労働省）…………… 25

13. 農林漁業者等に係る農林水産省関係手続（◎農林水産省）…………… 28

14. 肥料登録申請等（◎農林水産省）…………… 31

15. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省）…………… 34

21. 犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録（◎環境省）…………… 58

31. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、関係省庁）…………… 71

34. 医師法等に基づく氏名等の届出（◎厚生労働省）…………… 81

20. 独自利用事務の情報連携に係る届出に関する事務処理の効率化（◎個人情報保護委員会）…………… 118

21. 国勢調査の調査事項情報のオンラインによる審査等の事務処理の効率化（◎総務省）…………… 118

22. 国家公務員等への旅費の支給等のユーザビリティ改善（◎経済産業省） 118

**別紙 4 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表**・119

**別紙 5 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続**……………120

1. マイナンバーの機能の拡充（◎内閣府）…………… 113

2. e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応（◎総務省）…………… 113

3. 法人向けの行政手続のデジタル化（◎経済産業省）…………… 113

**II 国民等、民間事業者等国等との間の手続**…………… 114

4. 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上（◎警察庁）…………… 114

5. 政府調達におけるオンラインによる競争参加資格申請等のマルチブラウザ対応等（◎総務省）…………… 114

6. 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化（◎総務省）…………… 115

7. 家計調査のオンライン回答の入力簡易化（◎総務省）…………… 115

8. 供託のオンライン申請等の入力簡易化（◎法務省）…………… 115

9. 国税の電子申告におけるデータ形式の柔軟化等（◎財務省）…………… 115

10. 労働保険関係成り立届のマイナンバーによるオンライン提出（◎厚生労働省）…………… 116

11. 公的年金関連手続のマイナンバーによるオンライン提出（◎厚生労働省）…………… 116

12. 無人航空機の飛行許可申請の多言語化等（◎国土交通省）…………… 116

13. 品種登録のオンライン出願の利便性向上（◎農林水産省）…………… 116

14. 特許情報提供サービスの迅速化（◎経済産業省）…………… 116

15. 温室効果ガス排出者の温室効果ガス排出量の一元的な管理の実現（◎環境省）…………… 117

16. 外為法に基づく許可承認等申請のユーザビリティ向上（◎経済産業省） 117

**III 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続**…………… 117

17. 遺失物法関係サービスの利便性向上（◎警察庁）…………… 117

18. 住民税の特別徴収税額通知の電子化等（◎総務省）…………… 117

《以下、IIに掲載されたものの再掲》

9. 国税の電子申告におけるデータ形式の柔軟化等（◎財務省）…………… 115

**IV その他**…………… 117

19. 国家公務員への給与支払の支出官払に係る事務処理の効率化（◎人事院）…………… 117